

乗用装置のあるトラクター・コンバインやフォークリフト等の特殊作業車は 軽自動車税(種別割)の申告・納税が必要です!

乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植機等の農耕作業用小型特殊自動車やフォークリフト・ショベルローダ等の小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象です。

公道を走行する、しないに関わらず、所有していれば申告及び納税する義務があります。

現在所有されている車両でナンバープレートが付いていないものがありましたら、速やかに申告をお願いします。

【対象となる車両・年税額等】

	農耕作業用	農耕作業用以外
車 両	乗用装置のある トラクター、コンバイン、田植機、 農薬散布車など	フォークリフト、ショベルローダ、 タイヤローラ、ロードローラなど
速 度	最高速度35km/h未満	最高速度15km/h以下
大 き さ	長さ・幅・高さの 規定はありません	長さ 4.7m以下 幅 1.7m以下 高さ 2.8m以下
年税額	2,400円	5,900円

※上記の速度、長さ、幅、高さのいずれか一つでも超えるものは大型特殊自動車なので石川運輸支局での手続きとなり、町には固定資産税(償却資産)の申告が必要です。

※納付いただいた軽自動車税は、所得税や個人住民税申告における事業所得の必要経費(租税公課)に計上できます。(法人の場合は法人税)

【不申告等に関する過料】

正当な理由なく申告等をしなかった場合は、中能登町税条例に基づき10万円以下の過料が科せられます。

【申告に必要なもの】

- 車名、型式、車台番号が分かるもの(販売証明書、譲渡証明書など)
- 本人確認できるもの(免許証、マイナンバーカードなど)

※中能登町役場税務課(行政サービス庁舎)窓口で手続きしてください。

代理人が申告する場合、委任状が必要です。

【お問い合わせ先】中能登町役場 税務課(行政サービス庁舎)

☎0767-72-3136